

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2024/4/22 号 (No. 572)

=====

【ジェットロ香港事務所からのお知らせ】

この度、ジェットロ・香港事務所では、1. 「CNIPA、知財権の質の高い発展を推進するための作業指針 2024 年版を公表」と、2. 「2023 年中国専利調査報告」の概要紹介」と題する記事を作成しました。是非ご一読いただければ幸いです。

1. 本記事は、4月10日に国家知識産権局（CNIPA）が発表した「知的財産権の質の高い発展を推進するための年度作業指針（2024年）」の概要について紹介するものとなります。

○【香港発中国創新 IP 情報】CNIPA、知財権の質の高い発展を推進するための作業指針 2024 年版を公表

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20240415.pdf

2. 本記事は、4月15日にCNIPAが発表した「2023年中国専利調査報告」の概要について紹介するものとなります。

○【香港発中国創新 IP 情報】「2023年中国専利調査報告」の概要紹介

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20240417.pdf

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェットロ・香港事務所 知的財産部

Tel: +852-2501-7262、E-mail: hk_ip@jetro.go.jp

=====

○ 法律・法規等

1. 行政法執行における電子データ取得作業を規範化＝国家市場監督管理総局が新規定を発表(国家市場監督管理総局公式サイト 2024年4月16日)

2. 国家知識産権局、商標権侵害事件における不法経営額の算出に関する規定を作成 意見募集(国家知識産権網 2024年4月11日)

3. 国家市場監督管理総局が今年の重点立法任務を決定(国家市場監督管理総局公式サイト 2024年4月9日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局と米国特許商標庁、新しい協力了解覚書に署名(中国知識産権资讯网 2024年4月18日)

2. 国家級知的財産権保護センター、71 か所に(中国保護知識産権網 2024年4月16日)
3. 知的財産権の高品質発展推進に関する 2024 年度の活動ガイドラインが発表(中国保護知識産権網 2024年4月15日)
4. 国務院丁薛祥副総理が USPTO キャシー・ヴィダル長官と会談(中国政府網 2024年4月15日)
5. 国家知識産権局申長雨局長と ARIPO 事務局長が会談(国家知識産権網 2024年4月15日)
6. データ知的財産権地方試行プログラムに関する業務交流会が開催(中国知識産権资讯网 2024年4月15日)
7. 五庁副長官級会合がオンラインで開催 中国からは盧副局長が参加(国家知識産権網 2024年4月13日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 北京市、国有企業の海外知的財産権保護に向けた座談会を開催(中国保護知識産権網 2024年4月11日)

【華東地域】

2. 上海市、外商投資企業の標準化参加を支援＝新たな協力プラットフォーム設立(国家市場監管総局公式サイト 2024年4月16日)
3. 上海浦東新区、知財担保物の迅速な処置に関するガイドラインを発表(中国保護知識産権網 2024年4月12日)

【華南地域】

4. 海南省知識産権局、消費財博覧会で一体化知財保護体制を導入(中国知識産権资讯网 2024年4月13日)

○ 司法関連の動き

1. 商標抜け駆け登録に対する司法の対応、陝西省高裁が不正競争の民事責任を認定(中国知識産権资讯网 2024年4月17日)
2. 上海第三中級法院と上海知識産権法院が記者会見 営業秘密事件の裁判情況と典型的事例を発表(上海知識産権法院 Wechat 公式サイト 2024年4月17日)
3. 湖北武漢市の蔡甸法院が営業秘密保護告知制度を導入(中国保護知識産権網 2024年4月15日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華東地域】

1. 上海市、「本物販売」承諾活動で国際消費都市を目指す(上海市知識産権局公式サイト 2024年4月15日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 中国の新エネルギー自動車企業、国際市場での技術提携を加速(中国知識産権资讯网 2024年4月11日)

○ 統計関連

1. 「2023年中国專利調査報告書」が発表 特許産業化率が39.6%(国家知識産権網 2024年4月15日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 行政法執行における電子データ取得作業を規範化＝国家市場監督管理総局が新規定を発表
★★★

国家市場監督管理総局は最近、「市場監督管理行政法執行における電子データ証拠の取得に関する暫行規定」(以下、「暫行規定」と称する)を発表し、2024年4月7日から正式に施行されることを明らかにした。この「暫行規定」は、電子データ証拠の取得の適用、電子データの抽出種類及び方法、そして電子データ証拠取得時に記録すべき重要点を具体的に定めた8章36条から構成されている。

今後、国家市場監督管理総局は、研修および指導を強化し、法執行担当官の電子データ証拠の取得作業を継続して規範化する。

これにより、行政法執行の効率を一層高め、厳格で規範的、かつ公正かつ文明的な法執行を全面的に推進し、公平な市場秩序の維持と消費者の合法的権利の保護に寄与することを目指している。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2024年4月16日)

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2024/art_2990e3b0701b44bc94406ea5d82a1534.html

★★★2. 国家知識産権局、商標権侵害事件における不法経営額の算出に関する規定を作成 意見募集
★★★

中国国家知識産権局(CNIPA)は、商標権侵害事件における不法経営額の算出に関する規定、「商標権侵害事件不法経営額計算弁法」の意見募集稿を作成し、公表した。意見募集稿はCNIPAの公式サイトとウィーチャット公式アカウントに掲載されており、5月15日まで一般向け意見募集が行われている。

意見提出の方式は以下の通り。

▽電子メール xts@cnipa.gov.cn

▽FAX 010-62083171

▽書簡 北京市海淀区西土城路6号 国家知識産権局知識産権保護司執法指導処 〒100088

(出典：国家知識産権網 2024年4月11日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/4/11/art_78_191520.html

★★★3. 国家市場監督管理総局が今年の重点立法任務を決定★★★

国家市場監督管理総局（SAMR）は 2024 年度の重点立法任務を決定した。今年は「新たな発展」という理念を貫徹し、4つの面で法律や法規の作成、改正作業を進めることとしている。

経営主体の誠実順法の促進に関しては、公司法の関連法規、企業の情報開示、深刻な信用喪失リストの管理弁法などを作成、改正する。公平競争の市場環境の最適化に関しては、全国統一大市場の構築に向け、マルチ商法禁止条例、反不正競争法、公平競争審査条例の早期改正を引き続き推進する。

また、製品品質の向上に関しては製品品質法、認証認可条例、標準物質管理弁法など、安全関連法律法規としては医療器械管理法、特殊設備安全監視条例、食品委託生産監督管理弁法などの作成、改正が含まれている。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2024年4月9日)

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2024/art_3d1f417b56774f8da59f0afdda4939bc.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局と米国特許商標庁、新しい協力了解覚書に署名★★★

4月15日、中国国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長は、米国特許商標庁（USPTO）のキャシー・ヴィダル長官と北京でバイ会合を実施した。この会合では、双方の知的財産権事業の最新の進展について紹介され、互に関心を持つ議題に関して意見交換が行われた。また、両国間の協力を深めるための新しい了解覚書に共同で署名が行われた。CNIPAからは盧鵬起副局長も会合に参加した。

申長雨局長は、今回の了解覚書の締結が両局の知的財産権協力をさらに推進する契機となることを期待し、両国の指導者によって達成された共通の認識を基に、企業や権利者により便利で効率的なサービスを提供することを強調した。

一方、ケイティ・ビダル長官は、米国側が中国との知的財産権協力を非常に重視していることを表明した。今回の了解覚書締結は、双方の協力関係がさらに強化されていることを示しており、将来的にはさらに多くの二国間ルートを通じて、対話と交流を強化し、互恵的なウィンウィン関係を促進し、両国のイノベーターにより良いサービスを提供することを望んでいると述べた。

新たに締結された協力了解覚書の枠組みの下で、中米は知的財産権保護の協力分野をさらに拡大し、情報交流、特許と商標の審査、自動化、産業の連携など、実務レベルでの協力を深化させていく予定である。

(出典：中国知識産権资讯网 2024年4月18日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=139729

★★★2. 国家級知的財産権保護センター、71か所に★★★

中国国内で展開されている国家レベルの知的財産権保護センターが新たな節目を迎えた。現在、全国28の省・自治区・直轄市にわたって建設され、建設中または運用中のセンターは合計で71か所に上る。これにより、対象地域のカバー率は90%を超える規模に達し、特に北京、上海、天津、重慶と

いった4つの直轄市すべてでは、知的財産権保護センターが設立された。4月13日、国家知識産権局（CNIPA）の関係責任者が明らかにした。

同責任者によると、CNIPAはこのたび、重慶における国家レベル知的財産権保護センターの建設を承認した。次世代情報技術とバイオ産業に向けて知的財産権の迅速な協働保護に取り組むこの保護センターは、ワンストップ式の総合サービス・プラットフォームとして、イノベーションリソースの集積や産業のモデル転換、新たな質の生産力の育成、ビジネス環境の最適化などに寄与することが期待されている。

(出典：中国保護知識産権網 2024年4月16日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202404/1985219.html>

★★★3. 知的財産権の高品質発展推進に関する2024年度の活動ガイドラインが発表★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は知的財産権の高品質な発展を推進するための2024年度の活動ガイドラインを発表した。ガイドラインでは、今年に知的財産権強国建設の任務を確実に推し進め、知的財産権に関する法治、転化運用の促進、質の向上、保護の強化、公共サービス体制の整備、国際協力など、各方面の業務に取り組むよう求められている。

知的財産権の創造については、運用指向型の品質向上を目指す奨励政策、体制を整備することとしている。平均審査期間は特許が15.5か月に短縮され、商標が4か月に維持されるという目標が掲げられている。この外、このガイドラインには、知的財産権の運用、保護、管理、サービスに関する具体的な目標や任務も盛り込まれている。

(出典：中国保護知識産権網 2024年4月15日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202404/1985192.html>

★★★4. 国務院丁薛祥副総理がUSPTO キャシー・ヴィダル長官と会談★★★

4月15日、中国の丁薛祥共産党中央政治局常務委員・国務院副総理が北京で米国特許商標庁（USPTO）のキャシー・ヴィダル長官と会談した。

丁副総理は、習近平国家主席とバイデン大統領が中米関係の「サンフランシスコビジョン」に合意したことに言及し、両国首脳間での重要な共通認識を実行に移し、ビジョンを現実のものにして両国及びその国民に幸福をもたらすことが期待されるとの認識を示した。さらに、米国側との知的財産権に関する実務レベルでの協力を拡大し、双方の懸念事項を解決し、公平で公正、非差別的なビジネス環境の構築に共に努めていきたいと語った。

ヴィダル長官は、USPTOは中国との知的財産権協力を重視すると強調し、イノベーターに良好なサービスを提供し、イノベーション成果の転化運用を促進するよう、双方間の対話や交流、協力を強化したいと表明した。

(出典：中国政府網 2024年4月15日)

https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202404/content_6945376.htm

★★★5. 国家知識産権局申長雨局長と ARIPO 事務局長が会談★★★

4月8日、中国国家知識産権局(CNIPA)の申長雨局長が北京で、アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)の Bemanya Twebaze 事務局長と会談した。

申局長は、2007年にARIPOと協力協定を締結して以降、双方が経験共有、能力構築、特許審査、情報化などの分野で成果豊かな交流と協力を展開してきたと述べ、長期的な友好関係の基盤の上で、実用的な協力を一層深め、双方のイノベーターに優良で高効率なサービスを提供したいと期待を示した。

Twebaze 事務局長は、中国が長期にわたってARIPO及びその加盟国の知的財産権の発展を支援していることに感謝の意を表し、さらなる成果を取得するよう今後も協力分野を一層拡大することを望むと語った。

双方はその他の共通の関心事項についても深く意見交換を行い、特許審査ハイウェイ(PPH)試行プログラムの早期開始で合意した。

(出典：国家知識産権網 2024年4月15日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/4/15/art_53_191593.html

★★★6. データ知的財産権地方試行プログラムに関する業務交流会が開催★★★

中国国家知識産権局(CNIPA)がデータ知的財産権の保護制度の整備を進めている。同局はこのほど、データ知的財産権の地方試行プログラムについて、今年1月から3月の進捗状況などを議論する業務交流会をオンライン形式で開催した。

会議では、今年のデータ知的財産権活動で新たな突破を実現するよう、部門間の協同強化、登録件数の増加促進などに引き続き取り組むことを強調し、運用保護に関する新たな生態を構築し、高い品質と高い基準の活動を通じてデジタル経済のイノベーション、成長に知的財産権の力を貢献するよう要請した。

CNIPA 戦略企画司の関係者が活動の進捗状況とデータ知的財産権登録証書管理活動の方案を説明し、北京、江蘇など6つの試行地方からの関係者がそれぞれの活動状況について演説した。会議ではまた、各地方で直面している主な課題と需要をめぐって踏み込んだ意見交換が行われた。

(出典：中国知識産権资讯网 2024年4月15日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=139651

★★★7. 五庁副長官級会合がオンラインで開催 中国からは盧副局長が参加★★★

4月9日、2024年度の五大特許庁の副長官級会合が韓国特許庁(KIPO)のホストの下、オンライン形式で開催された。中国国家知識産権局(CNIPA)からは盧鵬起副局長が参加した。世界知的所有権機関(WIPO)がオブザーバーとして会合に出席した。

会合においては、各作業部会と新興技術・人工知能ロードマップの活動結果が報告され、五庁ハイレベル会議の準備作業、五庁協力プロジェクトの整理、産業界の参与など、今後の協力に関わる議題について意見交換が行われた。

(出典：国家知識産権網 2024年4月13日)

http://www.cnipa.gov.cn/art/2024/4/13/art_53_191579.html

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 北京市、国有企業の海外知的財産権保護に向けた座談会を開催★★★

先日、北京市知的財産権保護援助センターの主催で、国有企業の海外知的財産権保護に関する座談会が開催された。この会議には、中国国家知識産権局（CNIPA）及び国家海外知的財産権紛争対応指導センターの関連部門の担当者が出席した。

会議では、次世代情報技術、バイオ医薬、ハイエンド機器製造、省エネと環境保護、金融、文化観光など、様々な産業に携わる北京市の国有企業16社から、海外における知的財産権の戦略的配置、国境を越えた研究開発の成果から生まれた知的財産権の帰属と収益分配、著名商標の海外での保護などの課題をめぐり、要望と提案が出された。

今後、北京市知的財産権保護援助センターは、国有企業への支援を一層強化する方針である。具体的には、各企業からの要望に基づき、課題ごとに詳細な調査と分析を行い、具体的な提案と指導を提供する。また、多くの企業が共通して直面する課題に対しては、サービス施策を重点的に改善していく予定である。

(出典：中国保護知識産権網 2024年4月11日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/bj/202404/1985127.html>

【華東地域】

★★★2. 上海市、外商投資企業の標準化参加を支援＝新たな協力プラットフォーム設立★★★

上海市市場監督局は、先日発表された「上海市における外商投資企業の標準化作業への参加をさらに支援する若干の措置」についての記者会見を開催した。

発表会で、上海市市場監督局副局長の王益洋は、一部の外商投資企業からは、標準策定への参加ルートがスムーズではなく、実質的な署名への参加が難しいという問題点が報告されていることをうけ、「若干措置」は具体的な対応措置を導入したと紹介した。

さらに、全国で初めてとなる外商投資企業標準化協力プラットフォームである「上海市外商投資企業標準化協力プラットフォーム」の設立が発表された。このプラットフォームは、外商投資企業が直面している標準化政策の理解不足、参加方法の不明瞭、情報の入手困難といった問題に対応し、企業のニーズに焦点を当てた「ワンストップ」サービスの提供と常態化したコミュニケーションメカニズムの構築に努める。

このプラットフォームは上海市市場監督局、上海市発展改革委員会、上海市商務委員会によって共同で創設され、事務局は上海市外商投資協会に置かれている。メンバーは外商投資企業、EU商会などの外国団体の上海駐在機関、外商投資（企業）協会などから構成されている。

(出典：国家市場監督総局公式サイト 2024年4月16日)

https://www.samr.gov.cn/xw/df/art/2024/art_c95361d84a5b46a5b90b17278e7883ef.html

★★★3. 上海浦東新区、知財担保物の迅速な処置に関するガイドラインを発表★★★

「浦東新区における知的財産権担保融資の担保物の迅速な処置に関するガイドライン」が正式に発表された。浦東新区の知識産権局と金融活動局の指導の下、浦東知的財産権融資促進会が作成したこのガイドラインは、知的財産権担保物を迅速に処置できるメカニズムの確立で、金融機関のリスク低減と科学技術型企業のイノベーション促進につながる狙いとされている。

担保物の処置が難しいということは長期にわたり、知的財産権担保融資の普及を制限する主たる問題点である。ガイドラインは高い操作性、強調された指向性、横断的な協働連動といった3つの特徴を備え、その施行により、知財担保物の迅速な処置と流通システムの確立、整備と、知財担保融資のクロズドループの形成が促進されることが期待されている。

(出典：中国保護知識産権網 2024年4月12日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sh/202404/1985150.html>

【華南地域】

★★★4. 海南省知識産権局、消費財博覧会で一体化知財保護体制を導入★★★

4月13日から18日にかけて海南省で開催されている第4回中国国際消費財博覧会に、海南省知識産権局は、一体化された知的財産権保護体制を導入した。展示会において「知的財産権保護活動ステーション」を設立するほか、開催前の事前調査、開催中の検査、開催後の追跡調査を実施し、高品質な知的財産権サービスで博覧会の円滑な開催をサポートするという。

開催期間中、省知識産権局は、国家知識産権局（CNIPA）の専門家を招請し、海南省の市場監督管理局や版權局、司法庁、検察院などと協力して、知的財産権に関わる苦情通報、紛争調停などに対応することとしている。この外、今年の博覧会では、会場で専利（特許、実用新案、意匠）と商標の出願を受理し、知財関連業務の相談を受け付ける知的財産権専門のサービス窓口も設置されている。

(出典：中国知識産権資訊網 2024年4月13日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=139649

○ 司法関連の動き

★★★1. 商標抜け駆け登録に対する司法の対応、陝西省高裁が不正競争の民事責任を認定★★★

陝西省高級人民法院（高裁）はこのほど、悪意による商標の抜け駆け登録に関する典型的な事例を公表し、広範な注目を集めている。本件は、全国で初めて、悪意に登録された商標の譲受人が不正競争の民事責任を負うと判断された案件であるとされている。

事件の発端は、南京のある会社が長年運営している「某貝」と「某貝駕考」というウェブサイト及びモバイルアプリが、業界内で高い知名度を有していたことから始まる。2014年、商標を大量に出願・登録するいわゆる「商標ブローカー」である上海の会社が先駆けて「某貝」を商標登録した。

2021年、西安のある科学技術会社が上海の会社から「某貝」商標を譲り受け、その傘下の企業に独

占的な使用許可を与えた。この企業は直ちに「某貝駕考」と同名のモバイルアプリを市場に投入し、複数のモバイルアプリストアで自分の商標権が侵害されたと申立し、南京の会社のアプリの削除を要求した。さらに、南京の会社に対して、株の買収を持ちかけた。

この行為に対して、二審の判決では、西安の科学技術会社及びその関連企業に対し、「某貝」文字を含む標識を使用する不正競争行為の即時停止を命じた。また、南京の会社に対する経済的損失として、20 万元の賠償金を連帯して支払うことが決定され、西安の関連企業は「某貝」が含まれる企業名の使用停止と、悪影響を取り除くための声明発表を命じられた。

この判決は、商標権の不正利用に対する法的措置の明確化に向けた重要な一歩と評価されている。
(出典：中国知識産権资讯网 2024 年 4 月 17 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=139704

★★★2. 上海第三中級法院と上海知識産権法院が記者会見 営業秘密事件の裁判状況と典型的事例を発表★★★

4 月 17 日、上海市第三中級人民法院と上海知識産権法院が共同で記者会見を開催し、2015 年から 2023 年までの営業秘密事件の裁判状況と典型的事例を発表した。

2015 年から 2023 年までに上海市第三中級人民法院が 13 件の営業秘密刑事事件を受理し、上海知識産権法院が 265 件の営業秘密民事事件、1 件の営業秘密行政事件を受理した。知的財産権事件に占める営業秘密事件の比率は高くないが、総体的にみれば増加しつつある傾向がうかがえるという。

両裁判所が受理した営業秘密関連事件には、▽当事者にハイテク分野の業者が多い、▽人材流動に起因するものが多い、▽訴額または犯罪被害額が多い、▽ネット技術が権利侵害の主なルートになる、▽司法裁判での処罰が厳しい—などの特徴がみられる。

記者会見ではまた、12 件の典型的事例が発表された。

(出典：上海知識産権法院 Wechat 公式サイト 2024 年 4 月 17 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/MIXVK7gIpghbv0xLg2vTGw>

★★★3. 湖北武漢市の蔡甸法院が営業秘密保護告知制度を導入★★★

湖北省武漢市の蔡甸区人民法院（裁判所）は営業秘密保護告知制度を導入した。当事者に発行する「営業秘密保護告知書」に当事者の権利、義務を明確に提示することにより、提訴や証拠収集、事件の審理、文書作成送達の各段階で当事者がその営業秘密を保護するよう指導する制度である。

同法院はまた、企業の営業秘密保護を一層強化し、良好なビジネス環境の形成を狙い、保護申請手続きの円滑化、営業秘密保護の典型的事例の公表、行政機関との横断的協力の強化などを通じて、多元的で一体化された保護体制の構築を推進している。

同法院の責任者は、営業秘密の保護を皮切りに公平競争環境の整備に努め、企業のイノベーションを確実に保護し、その高品質な成長を支えていく方針であると説明している。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 4 月 15 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/symm/202404/1985215.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華東地域】

★★★1. 上海市、「本物販売」承諾活動で国際消費都市を目指す★★★

上海市知識産権局は最近、「真のブランドと真の商品を販売し、知的財産権を保護する」というテーマの下、承諾活動の交流会を開催した。この交流会では、上海市の「知的財産権保護規範化市場」への銘板授与式が行われた。

市知識産権局の副局長である余晨氏は会議で、商業流通分野における知的財産権の保護強化が、上海を国際的な消費中心都市にするための重要な保障であると指摘した。余晨氏は、今後は厳格な知的財産権の保護を通じて、「上海ショッピング」ブランドをさらに輝かせる必要があると強調した。

会議では、2024年度の国家レベルでの知的財産権保護規範化市場の育成対象名簿と2023年の上海市知的財産権保護規範化市場の名簿が公表され、関連機関に銘板が手渡された。

商業連合会や各業界組織の代表、そして承諾活動に参加する機関の代表約150名がこの会議に参加した。

(出典：上海市知識産権局公式サイト 2024年4月15日)

<https://sipa.sh.gov.cn/ywzx/20240415/51eaa5eb8f08460c9137958a8ad75e42.html>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 中国の新エネルギー自動車企業、国際市場での技術提携を加速★★★

電動自動車、リチウム電池、太陽光発電製品が、中国の対外貿易の新たな目玉となり、国際的に競争力を持つ一連の企業が急速に台頭している。これらの企業は、自社の技術や製品を世界に広める手段として、特許ライセンスのモデルを積極的に活用している。特許ライセンスは、企業の国際化戦略の重要な構成部分であり、中国企業の「海外進出」における重要な方法の一つであるとされている。

情報筋によれば、中国の新エネ車大手・比亞迪汽車（BYD）はこのほど、米国の自動車部品大手ボルグワーナー（BorgWarner）と8年間の技術協力契約を締結した。合意によると、ボルグワーナーはBYDのバッテリーブレード技術の使用ライセンスを得ることになり、BYDと複数の分野で緊密な協力を展開する予定。

また、車載電池大手、寧徳時代（CATL）は新エネ車分野での特許ライセンス供与により、世界の電気自動車バッテリー市場におけるリーダーとしての地位を一層固めている。CATLはバッテリー特許技術のライセンス供与を通じて、フォードモーターと協力して米国に工場を建設し、米国ミシガン州に位置するバッテリー工場の設立と運営サービスを提供している。

中国企業の技術力と革新性が、国際市場での競争力を形成し、新たな成長動力を提供していることがうかがえる。

(出典：中国知識産権资讯网 2024年4月11日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=139630

○ 統計関連

★★★1. 「2023年中国專利調査報告書」が発表 特許産業化率が39.6%★★★

中国国家知識産権局(CNIPA)は「2023年中国專利調査報告書」を発表した。この報告書によると、中国の專利(特許、実用新案、意匠)転化運用の効果は安定的に向上し、産学研連携によるイノベーション成果が顕著であり、知的財産権の保護水準も継続的に高まっている。

この中で、特許の産業化率は39.6%に達し、2022年より2.9ポイント高く、5年連続で増加している。イノベーションの主体である企業の特許産業化率は前年比3.2ポイント増の51.3%であった。規模別にみれば、大型企業が51.0%、中型企業が57.9%、小型企業が53.9%、零細企業が33.8%となっている。

同報告書の発表は今年で9年目となる。政策決定に強力なデータ支援を提供するとともに、中国の知的財産権事情を理解するための必要な窓口として、專利制度の普及啓発や社会全体のイノベーション意識の向上に積極的に役割を果たしている。

(出典：国家知識産権網 2024年4月15日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/4/15/art_53_191595.html

=====

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年3回開催する予定の全体会合(メンバー間の情報交換や各種講演を実施)や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産権問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPG ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局(ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved